



認定 NPO 法人の皆さまへ

# 役員報酬規程等提出書の様式が変わりました

令和2年の法改正（令和3年6月9日施行）により、認定（特例認定）NPO法人の毎年度の提出書類である、役員報酬規程等提出書の内容に変更があります。書類作成の際には、お手数ですが、新しい様式・書式をダウンロードの上、作成をお願いします。

## 主な変更点

様式第31号（第22条関係）

認定  
特例認定 } 特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地 電話048-〇〇〇-〇〇〇〇
	ふりがな	とくていひえいりかつどうほうじん□□しょくせいかつしえんくらぶ
(宛先) さいたま市長	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
	ふりがな	さいたま いちろふ
	代表者の氏名	
	認定（特例認定）	
	〇〇年1月1日	
	〇〇年12月31日	
特定非営利活動促進法	第55条第1項第62条において	の書類を提出します。
1	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程[2通]	
	<提出しない場合>	最後に役員報酬規程を提出した事業年度 ____年度 最後に職員給与規程を提出した事業年度 ____年度
2	事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定め	
	『資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項』の書類の提出は不要になりました。（項目が削除されました。）	第3号に規定する内閣府令で定める事項 細その他の資金に関する事項 取引金額その他その内容に関する事項 生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものからそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
	(3) 寄附者（当該認定特定非営利活動員と特殊の関係のある者で、前事業年度合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びに寄附金の額及び受領年月日	『役員等に対する報酬又は給与の支給』欄が追加されました。
	(4) 役員等に対する報酬又は給与の状況	
	イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロに係る部分を除く。）	
	ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
	(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
	(6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
3	特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類[2通]	

既に提出している役員報酬規程及び職員給与規定の内容に変更がない場合、提出は不要になりました。提出しない場合は、最後に提出した事業年度を記載してください。

『資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項』の書類の提出は不要になりました。（項目が削除されました。）

『役員等に対する報酬又は給与の支給』欄が追加されました。

・様式・書式例をさいたま市ホームページに掲載しています。  
さいたま市トップページ>「暮らし・手続き」>「コミュニティ・市民活動」>「NPO法人」>「認定NPO法人の申請・届出書類」>「認定NPO法人等の毎事業年度終了後の提出書類」

<問合せ先>  
〒330-0055  
さいたま市浦和区東高砂町11番1号コムナーレ9階  
市民局市民生活部市民協働推進課  
電話：048-813-6403 FAX：048-887-0164  
E-mail：kyodo-suishin@city.saitama.lg.jp